

神戸港港湾計画書

— 一部変更 —

平成 29 年 3 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 7月 神戸港港湾審議会
- ・平成27年 6月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 1月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 7月 交通政策審議会第64回港湾分科会
- ・平成28年 12月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 臨港交通施設計画	2
その他重要事項	3
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	3

変更理由

神戸港と広域背後圏とのアクセス性向上及び神戸港内における交通の円滑化により港湾の国際競争力強化を図るとともに、関西圏の災害時、緊急時に求められる代替性の確保を図るため、臨港交通施設計画及び国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 臨港交通施設計画

神戸港と広域背後圏とのアクセス性向上及び神戸港内における交通の円滑化により港湾の国際競争力強化を図るとともに、関西圏の災害時、緊急時に求められる代替性の確保を図るため、以下の施設について計画を変更する。

1 - 1 道路

大阪湾岸道路西伸部 [新規計画]

起点 六甲アイランド北 終点 駒栄 6車線

その他重要事項

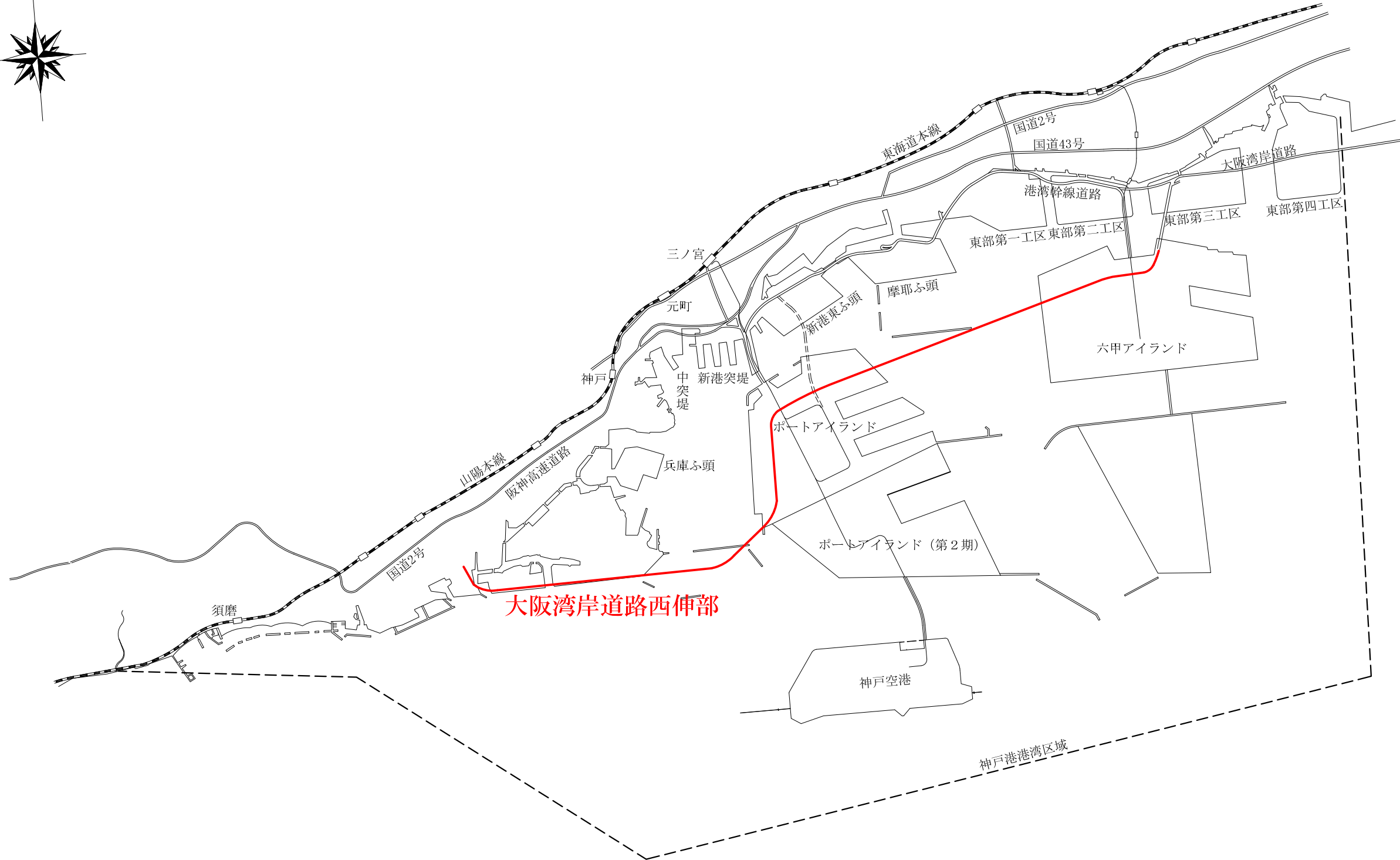
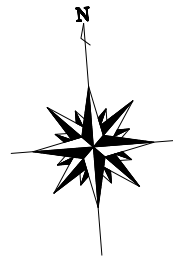
- 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設を、次のとおり計画する。

大阪湾岸道路西伸部 [新規計画]

起点 六甲アイランド北 終点 駒栄 6車線

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所